

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案の概要

法案の概要

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定

※ 引き続き、閣僚等が国会議員の職を兼ねる場合に行政庁から支給される給与は、支給しないこととする。（令和7年改正において措置）

改定の内容

1. 月例給の改定 【令和8年4月から改定】

①秘書官以外の特別職（第1条、第3条）

指定職職員に準じて、俸給月額を3.0%程度（25,000～63,000円）引上げ

②秘書官（第1条）

一般の職員に準じて、俸給月額を2.8～4.1%程度（10,600～17,600円）引上げ

2. 特別給（ボーナス）の改定 【令和8年12月期から改定】（第1条、第2条）

特別給を、指定職職員に準じて改定

年間3.50月分 → 3.55月分（0.05月分引上げ）

（注）秘書官の特別給は、法律上、「一般職の職員の例による」とされているため、法改正を要しない。

3. その他の改定 【令和9年4月から改定】（第2条）

転居手当を、一般の職員に準じて秘書官に支給

施行期日等

法律の公布の日（一部の規定は令和9年4月1日※）

※ 特別給の6月期と12月期の支給月数の平準化